令和8年度 早島町保育利用ガイド

- ★ このガイドには、保育所の利用申込から利用開始後についての重要な事項を記載しています。利用申込の際は必ずお読みいただくとともに<u>令和8年度中は大切に保管してくだ</u>さい。
- ■令和8年4月入所の一次募集受付期間

受付期間 令和7年11月4日(火) ~ 11月21日(金) 必着

受付場所 新規利用の場合 早島町教育委員会こども未来課

土日祝日を除く 8:30~17:15

継続利用の場合 早島保育園、かんだ保育園、わかみや保育園

アートチャイルドケア岡山早島保育園 日曜、祝日を除く 7:00~18:00

■年度途中からの入所を希望する場合

受付期間 随時(入所を希望する月の前々月末日まで)

受付場所 早島町教育委員会こども未来課 土日祝日を除く 8:30~17:15

※これから出産する人は出生届提出後に申込みしてください。

このガイドに関するお問い合わせ先 早島町教育委員会こども未来課 TEL086-482-2480

1 保育利用をするためには

■ 教育・保育給付認定について												
○子どものための教育・保育給付の認定区分								 		 		· P. 1
◎子どものための教育・保育給付の認定区分								 		 		· P. 1
■ 教育・保育給付認定の対象者												
								 		 		· P. 2
■保育の必要量に応じた利用区分												
								 		 		· P. 3
2 利用できる保育施設等につ	ハナ											
2 利用できる休月旭設寺に フ												
												· P. 4
◎教育・保育給付認定を受けて利用できる保												
◎教育・保育給付認定を受けていなくても利	用できん	る保育	施設	や保	発育 t	t — t	ごス	 		 •	•	· P. 5
3 利用申込等について												
						• •	•	 	•	 •	•	· P. 6
■ 令和8年4月から入所を希望する場合の利												
◎利用申込書等の取得先及び提出先・・・・												
◎提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
◎利用申込(利用開始後)における注意事項			• •			•	•	 	•	 •	•	· P. 10
■ 広域利用について												
			• •			• •	•	 • •	•	 •	•	· P. 11
4 保育利用調整等について												
◎利用申込書等の審査について・・・・・・												D 44
◎保育利用調整について・・・・・・・・・			• •			•	•	 	•	 •	•	· P. 11
5 保育施設等の利用者負担額	につし	いて										
												. D 10
◎利用者負担額(保育料)の決定・・・・・						•	•	 	•	•	•	P. 12
◎利用者負担額(保育料)の決定・・・・・◎利用者負担額(保育料)の納期限・・・・												
◎利用者負担額(保育料)の納州限・・・・◎利用者負担額(保育料)の納付方法・・・												
◎利用者負担額(保育料)の減免・・・・・◎利用者負担額(保育料)の減免・・・・・												
◎村用省員担額(保育科)の減免・・・・・◎給食費(副食費)について・・・・・・・												
○ 品良責 (画良責) に うい (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								 		 		г. 14 . р 18
記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								 		 		1, 10 . D 1 <i>a</i>
ロレノトリリ		-		_				-				1.10

1 保育利用をするためには

■教育・保育給付認定について

保育施設の利用をするためには、教育・保育の必要性に応じて認定(2号・3号)を受ける必要があります。

◎子どものための教育・保育給付の認定区分

未就学児の年齢	満3	満3歳未満			
認定区分	1号認定	2号認定	3号認定		
	(法第19条第1項第1号)	(法第19条第1項第2号)	(法第19条第1項第3号)		
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間	保育標準時間		
		保育短時間	保育短時間		
施設利用区分	教育利用	保育利用	保育利用		
保育の必要性	なし	あり	あり		
町内対象施設	早島幼稚園	早島保育園			
		かんだ保育園			
		わかみや保育園			
		アートチャイルドケア岡山	1早島保育園		
利用者負担額	【満3歳以上】	【3~5歳児クラス】	【0~2歳児クラス】		
		※4月1日時点の年齢が3~5歳	※4月1日時点の年齢が0~2歳		
	無償	無償	保育料表(P15)の		
	※早島幼稚園は該当年度の4月		とおり		
	1日時点の年齢が3~5歳の方				
	のみ入園できます。		,		
			<u> </u>		

■教育・保育給付認定の対象者

利用希望月の1日時点(基準日)で、次の1~3すべての要件に該当する場合、教育・保育給付認定(2号・3号)を受けることができ、保育施設の利用をすることができます。

- 1 保護者及び児童が早島町に居住し、住民登録をしていること。(転入予定者については、申請時に転入先の住所が決まっており、利用希望月の1日までに居住し、住民登録をすること。)
- 2 「保育の必要性」の事由のいずれかに保護者が該当すること。(下記表参照)
- 3 (施設での保育において)集団生活に支障のない乳幼児であること。

	「保育の必要性」の事由※1	教育・保育給付認定の有効期間
就労	月64時間以上労働することを常態としている	[2号認定] 小学校就学前の3月31日までの期間
	場合 ※2	[3号認定] 満3歳に達するまでの期間 ※3
妊娠・出産	出産予定日の前2ヶ月(多胎の場合前4ヶ月)	出産予定日の前2ヶ月(多胎の場合前4ヶ月)から
	から産後2ヶ月の期間にある場合	産後2ヶ月の期間を含む月単位の期間
疾病·	・病気やけが、又は心身に障害がある場合	提出書類により異なる
介護·	・同居の親族等を常時介護又は看護している	
災害等	場合	
	・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当	
	たっている場合	
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っ	3か月間
	ている場合	保育の必要量は短時間となります
就学、	就学や職業訓練のため、保育することができな	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末
職業訓練	い場合であって、月64時間以上を常態として	日まで
	いる場合	
虐待・DV	児童虐待又はそのおそれがある場合、又はDV	就労の有効期間と同じ
	により保育を行うことが困難と認められる場合	
育児休業中の	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用す	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用するこ
継続利用※4	ることが必要な場合	とが必要と認められる期間
		保育の必要量は短時間となります
その他	上記に類する状態であると町長が認めた場合	認定事由により必要と認められる期間

- ※1「保育の必要性」の事由の変更により、認定の有効期間が変更(短縮)となる場合があります。
- ※2 就労予定で申込みする場合は、入所月の翌月末までに就労している必要があります。
- ※3 満3歳の年齢到達による3号認定から2号認定への変更は、特別な手続きは不要です。満3歳の年齢到達前に、2号認定の支給認定証を町から送付します。
- ※4 育児休業中に保育施設等を利用できるのは、<u>育児休業を取得する際に利用していた施設を継続して利用希望する場合に</u> <u>限ります。</u>また、0~2歳児クラスの児童については、生まれた子が1歳になる誕生日までに生まれた子の保育所等の 入所及び保護者が職場復帰を希望する場合に限ります。

■保育の必要量に応じた利用区分

保育の必要量(利用区分)は、保護者の「保育の必要性」の事由の状況などにより、「保育標準時間 (1日あたり最大11時間)」と「保育短時間(1日あたり最大8時間)」に区分されます。また、 利用区分によって、保育施設等の利用可能時間や利用者負担額が異なります。

・保育標準時間・・・主にフルタイムの就労や妊娠・出産・疾病等の場合。

利用可能時間は保育所の開所時間内の必要な時間(7:00~18:00)

・保育短時間 ・・・パートタイムの就労で本人が短時間での利用を希望する場合や求職中、育児休 業中等の場合。

利用可能時間は保育所の定める8時間以内(8:30~16:30)

- ※「保育標準時間」に該当する方が「保育短時間」を希望する場合は、利用申 込書の短時間保育の希望欄にチェックしてください。
- ※「保育短時間」の方が $7:00\sim8:30$ または $16:30\sim18:00$ に保育を利用すると、1 **日200円の超過保育料が必要です。**

【保育時間と超過保育・延長保育のイメージ】

7:00 8:30 16:30 18:00 19:00

		延長保育※2		
	超過保育※1	保育短時間	超過保育※1	延長保育※2
		8:30~16:30(8時間以内)		
-		──── 保育所開所時間 □		

*1超過保育・・・保育短時間認定の方が、**超過保育の時間帯(7:00~8:30 又は**

16:30~18:00) に保育を利用すると、超過保育料が必要です。

金額は一日 200 円です。月極料金及び月額の上限はありません。

※2延長保育・・・延長保育の時間帯(18:00~19:00)に保育を利用すると、延長保育 料が必要です。金額は各保育所に確認してください。

2 利用できる保育施設等について

◎ 教育・保育給付認定を受けて利用できる保育施設等

	保護者が働いていたり、病気にかかっていたりするなどの理由により、児童を家庭で保育できな		
認可保育所	いとき、毎日一定の時間、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。		
	町内施設…早島保育園、かんだ保育園、わかみや保育園、アートチャイルドケア岡山早島保育園		
	乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事の認可を受けていない施設を総		
認可外保育施設※	称したものです。保護者が直接保育施設に利用申込みをします。		
	町内施設…南岡山医療センター内たんぽぽ保育園		
	他の施設より小規模・少人数で保育が行われます。原則として、満3歳未満の子どもが利用でき		
地域型保育事業	る施設です。満3歳になると連携施設等への転園の手続きが必要となります。(家庭的保育、小		
	規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)		
	町内施設…該当施設はありません。		

[※]教育・保育給付認定を受けていなくても利用できる場合があります。

早島町内の認可保育所

(1)保育所

施設名			定員	入所可能な		保育サービスの実施予定※2				
		電話	(人) ※1	年齢	開所時間	延長	一時	障がい	乳児	
	早島保育園 (早島町前潟 238-1)	086-482-1108	180	6ヶ月~	7:00~19:00	0	0	0	0	
	かんだ保育園 (早島町早島 4849-1)	086-480-0580	120	57日~	7:00~19:00	0	0	0	0	
目間	わかみや保育園 (早島町若宮 4-1)	086-480-1221	100	57日~	7:00~19:00	0	×	0	0	
	アートチャイルドケア 岡山早島保育園 (早島町前潟 390-4)	086-441-3819	95	57日~	7:00~19:00	0	×	0	0	

^{※1} 令和7年度時点

^{※2} 延長…延長保育 $(18:00\sim19:00)$ 、一時…一時保育、障がい…障がい児保育、乳児…乳児保育のことを指します。

(2) 1日の生活

保育所や季節によって多少の違いはありますが、おおむね次のような1日の生活を送ります。詳細は、保 育所へお問い合わせください。

時間年齢	O歳	1, 2歳	3, 4, 5歳
8:30	登園 手洗い 視診、問診	登園 手洗い 視診、問診	登園 手洗い 視診、問診
9:00	遊び、睡眠 おやつ 遊び	遊び おやつ 遊び	遊び 朝のつどい 遊び、活動
11:00	食事	片付け	片付け
11:30		食事	食事準備、食事
12:30 13:00	午睡 	午睡 	食事片付け 午睡
14:30	遊び	遊び	おやつの準備
15:00	おやつ 遊び	おやつ 遊び	おやつ 遊び
16:00			帰りのつどい
16:30	順次降園	順次降園	順次降園
18:00	延長保育	延長保育	延長保育
19:00	降園	降園	降園

(3)給食

0歳児	ミルク、離乳食
1 · 2 歳児	主食を含めた昼食と10時と15時のおやつ
3~5歳児	副食を主とした昼食と15時のおやつ

(4)入所の承諾期間

令和8年度(令和8年4月1日~令和9年3月31日)中の2号・3号の認定期間内での承諾となります。承諾期間内であっても保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退所となります。詳細は P.2 を参照してください。

◎ 教育・保育給付認定を受けていなくても利用できる保育施設や保育サービス

- ①地域子ども・子育て支援事業
 - 〇一時預かり事業 〇病児保育事業 〇ファミリー・サポート・センター事業
- ②認可外保育施設
- ③企業主導型保育事業
- ※①・②の利用料の無償化の対象になるためには、別途無償化の認定手続きが事前に必要となります。

3 利用申込等について

■令和8年4月から入所を希望する場合の利用申込期間

令和8年4月から保育所の利用を希望する場合は、次の期間内に利用申込を行ってください。 (利用申込書等の提出については、P.6-P.10をご覧ください。)

一次募集受付期間

令和7年11月4日(火)~11月21日(金)必着

- 一次募集受付期間終了後、引き続き、二次募集の受付を行いますが、一次利用調整については、 一次募集受付期間内に提出された方のみを利用調整の対象とします。
- 一次募集で提出された利用申込書の希望施設は、一次募集受付期間終了後は変更できません。もし変更された場合は、二次募集で受け付けたものとして扱います。

二次募集受付期間

令和7年11月25日(火)~令和8年2月27日(金)必着

- 一次利用調整で保留となった方は、引き続き二次調整を行います。希望施設を変えるなど申請内容の変更を希望する方は、二次募集受付期間内(令和8年2月27日(金)まで)に、変更の手続きをしてください。
- 申請内容の変更は早島町教育委員会こども未来課窓口のみで受付します。

◎利用申込書等の取得先及び提出先

取得先…早島町教育委員会こども未来課窓口(新規入所の場合) 各保育所(継続入所の場合)

提出先…早島町教育委員会こども未来課窓口(新規入所の場合) 各保育所(継続入所の場合)

※ただし、保育所にマイナンバーに関する書類を提出する場合は厳封してください。

受付時間

- ・早島町教育委員会こども未来課窓口土日、祝日を除く 8:30~17:15
- · 各保育施設

日曜、祝日を除く 7:00~18:00

※日にちに余裕をもって提出してください。不備があった場合は受付できません。

利用申込から利用開始までのスケジュール

【令和8年4月入所を希望する場合】

-次募集:11月4日~11月21日

① 利用申込

2 【一次】利用調整

承諾

保留 (不承諾)

③ 保育所承諾通知

支給認定証送付(2月中旬~下旬)



面接・健康診断等(利用決定施設にて)(3月上旬)



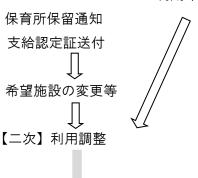
⑤ 利用者負担額(保育料)通知送付(3月下旬)



⑥ 利用開始(4月1日~)

二次募集:11月25日~2月27日

利用申込



保留 (不承諾) 保育所保留通知·支給認定証送付(3月中旬)

(二次募集からの申請で不承諾となった方へ送付)



取下げの手続きをしない限り 令和8年度中は毎月利用調整をします

※スケジュールについては、あくまで予定であり、今後の状況によって変更する場合があります。 ※利用調整結果の電話連絡は行いません。

【年度途中の入所を希望する場合】

① 利用申込 (入所希望月の前々月末日まで)



② 利用調整

承諾

保留 (不承諾)

③ 保育所承諾通知·支給認定証 利用者負担額(保育料)通知送付

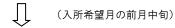
(入所希望月の前月中旬)

④ 面接·健康診断等



⑤ 利用開始

保育所保留通知·支給認定証送付



取下げの手続きをしない限り

令和8年度中は毎月利用調整をします

※スケジュールについては、あくまで予定であり、今後の状況によって変更する場合があります。

※利用調整結果の電話連絡は入所が決定した場合のみ行います。

◎提出書類

次の①、②の書類は全員提出が必要です。③④の書類は必要に応じてご提出ください。

申込書の記入は、P.16-P.17の記入例を参照してください。

① 『早島町子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼施設利用申込書(継続確認書)』

・入所を希望する児童1名につき1枚必要です。

② 「保育の必要性」の事由がわかる書類

- ・「保育の必要性」の事由を認定するための書類です。保護者の状況に応じて提出書類が異なるので、下記の一覧表を参考に必要書類を準備してください。
- ・兄弟姉妹で同時に利用申込を行う場合は、年齢が一番上の児童の申込書に添付してください。
- ・新規利用申込と継続利用申込で提出場所が異なる場合は、新規利用申込を提出する児童の申込書 に写しを添付してください。
- ・令和8年度末で65歳未満(昭和36年4月2日以降に生まれた方)の同居の祖父母がいる場合、その方の書類も提出してください。提出がない場合、保育利用調整で不利になります。
- ・申請日時点ではなく、利用希望月の1日時点での保護者の状況に応じた書類を提出してください。(令和8年度4月利用申込では令和8年4月1日時点)

「保育の必要性」の事由がわかる書類一覧表

事由	必要書類※1
就労(お勤めの方、内職をし	◎就労証明書 ※就労状況に変更がなくても毎年提出していただきます。
ている方)	※産休・育休明けで職場復帰する方は、「産前・産後休業の取得(取得予定を含む)」
	「育児休業の取得(取得予定を含む)」「復職(予定)年月日」を記入してもらって
	ください。その後職場復帰証明書を職場復帰後1ヶ月以内に提出してください。※2
就労(自営・農業の方)	◎就労証明書
	【添付資料】帳簿・納品書・領収書・作付面積が分かる資料等の写しなど、自営等
	の確認ができる資料(概ね3ヶ月以内のもの)
	※産休・育休明けで職場復帰する方は、職場復帰証明書および復帰後の添付資料を
	職場復帰後1ヶ月以内に提出してください。※2
就労予定(これから就労す	◎就労証明書
る方)	自営・農業の方については事業用に購入した物品、機材等の領収書・店舗予定地の
	賃貸借契約書等の写しを提出してください。
	※就労後に再度就労証明書を提出していただきます。また、自営・農業の方につい
	ては、添付資料として帳簿・納品書・領収書・作付面積が分かる資料等の写しなど、
	自営等の確認ができる資料(概ね3ヶ月以内のもの)を提出してください。
求職活動	◎求職活動申立書
	※就労後に就労証明書を提出してもらいます。
妊娠・出産	◎出産・疾病・介護等の申立書
	◎母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)

事由	必要書類※1				
長期疾病・障がい・病人の	◎出産・疾病・介護等の申立書				
│ │介護・看護	◎各手帳の写し等				
	◎(医師の)意見書もしくは診断書				
育児休業中の継続利用※3	◎「育児休暇の取得期間」「復帰予定日」の記入された就労証明書				
災害復旧	◎申立書				
	◎り災証明書、被災証明書等の写し				
虐待・DVのおそれ	◎申立書				
就学	◎在籍証明書・就学時間のわかるもの(カリキュラム等)				
	※学校、職業訓練校等で発行してもらってください。				

- ※1 証明書類については、特段の記載がなければ、3か月以内に証明された書類が必要です。ただし、令和8年4月利用申込(一次募集)では、令和7年10月15日以降に証明された書類が必要です。
- ※2 育児休業後の職場復帰や採用決定の場合は、職場復帰や採用決定の前月からの入所の対象となります。
- ※3 育児休業を取得する際に利用していた施設を継続して利用希望する場合に限ります。

育児休業制度のないパート・アルバイトなどの方で、産休取得時の職場に再雇用されることが決まっている場合など 育児休業復帰に準じた取扱いが認められる場合にも育児休業中の継続利用での申込みができます。就労証明書に休業 期間と復職(予定)年月日が記載されている必要があります。

また、0から2歳児クラスの子どもについては、生まれた子が1歳になる誕生日までに生まれた子の保育所等の入所及び保護者が職場復帰を希望する場合に限ります。

③ 『個人番号(マイナンバー)の届出書』

- ・利用申込児童と保護者及び児童と同一住所に居住している方(世帯分離を含む)のマイナンバーを 確認するための書類です。
- ・継続利用の児童で、世帯の構成員に変更がない場合には、提出が省略できます。
- ・利用施設に提出する場合は必ず厳封してください。
- ・兄弟姉妹で同時に利用申込を行う場合は、年齢が一番上の児童の申込書に添付してください。

④ その他

・申込書の裏面「家庭の状況」のいずれかに **②** を付けた方は、そのことを証明する書類の提出が必要です。

(例) ひとり親家庭(母子・父子世帯):戸籍謄本、ひとり親医療費受給資格者証の写しなど

・保育料の算定に必要な課税情報が確認できない場合、課税証明書の提出をお願いすることがあります。 す。

◎利用申込(利用開始後)における注意事項

《利用申込時》

- 希望する保育施設等によって、利用を開始できる月齢が異なります。P.4をよくご確認のうえお申し込みください。
- 保育利用の決定は月単位で行います。月の途中での利用開始はありません。
- 利用申込後に希望施設を変更する場合は、変更を希望する月の前々月末日までに変更届をご提出ください。ただし、4月利用申込の場合は異なりますので、P.7のスケジュールをご確認ください。
- 利用申込を取り下げる場合は、早島町教育委員会こども未来課窓口にて取下げ手続きをしてください。

《利用開始後》

- 初めて保育所を利用する場合の「ならし保育」期間は、利用区分にかかわらず、短い時間での利用になります。ならし保育の期間やお迎えの時間については、各保育所とよくご相談ください。 (概ね2週間から1 か月間となります。)
- ●「ならし保育」は利用開始後に行い、利用時間や期間にかかわらず通常の保育料がかかります。 (利用開始前に「ならし保育」はできません。)
- 不正又は偽りの行為により保育給付認定申請や利用申込をした場合は、認定を取り消し、保育所の利用を中止(退所)していただく場合があります。
- 例 ・「就労」による保育の必要性の事由で認定を受けているにもかかわらず、勤務の実態がない。
 - <u>・育児休業復帰予定で利用を申し込んだにもかかわらず、当該勤務先に復帰をしない。</u> など

《申込内容に変更があった場合(利用申込中・利用開始後)》

● 利用申込中又は利用開始後に申込(記載)内容の変更があった場合、早島町教育委員会こども未来課または各保育所に必要書類を速やかにご提出ください。認定や保育料が変更となる場合、内容変更日の翌月から適用します。また、変更の届出がなく、申込(記載)内容が変わっていることが発覚した場合、虚偽申請で退所していただく場合があります。

区分	必要書類				
住所・氏名・世帯構成等の変更があったとき	・変更届				
「保育の必要性」の事由に変更があった場合	・変更届				
(施設の利用を開始後、年度途中に出産する場合や	·P.8-9 に掲載の「保育の必要性」の事由がわ				
育児休業、休職、転職、勤務時間の変更等含む)	かる書類一覧表内の該当する必要書類				

《施設の転園希望する場合》

● 転園を希望する月の前々月末日までに『保育所転園申請願』をご提出ください。

《施設を退所する場合》

- 退所する月の15日までに『保育所退所願』をご提出ください。日付をさかのぼっての受理はできません。
- 入所後の家庭調査で、入所申込できる要件に該当しないと判断される場合には、入所実施期間内であっても、特別な事情がある場合を除き退所していただきます。

■広域利用について

早島町民が他市区町村の保育施設等を利用することを広域利用といいます。広域利用をするには、保護者のいずれかが当該市区町村へ通勤・通学することや出産のため一時的に里帰りすることなど条件があります。ただし、保育施設等が定員に達していたり、受入態勢が整っていなかったりなど、利用できない場合があります。また、当該市区町村において広域利用の受け入れをしていない場合があります。あらかじめ早島町にご確認ください。

- 広域利用を申し込む際は、早島町の利用申込書に必要書類を添えて、早島町教育委員会こども未来課 へお申し込みください。他市区町村及び希望する保育施設等と協議を行い、利用の可否について判断 します。
- 利用申込の締切期日等は、事前に早島町によくご確認ください。
- 年度ごとに利用申込の手続きが必要です。(協議の結果、継続できない場合もあります。)
- 早島町内の保育所利用と他市区町村の保育所の広域利用を併願される場合は、早島町教育委員会こども未来課までお問い合わせください。
- 事業所内保育事業所(従業員枠)を利用する場合は施設で入園内定を受けた後、施設を通して「早島町子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼施設利用申込書(継続確認書)」を提出してください。なお、早島町教育委員会こども未来課に直接提出される場合は、入所決定がわかる書類を添えてください。
- 早島町民以外の方が、早島町内の保育所の広域利用を希望する際は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

4 保育利用調整等について

◎利用申込書等の審査について

- 利用申込があった児童について、提出された利用申込書や添付書類に基づき、審査(必要に応じて実 地調査)を行います。
- 保育利用事由証明書等の記載に不備がある場合は審査ができませんので、記入もれ等が無いか、よく ご確認ください。また、書き損じの場合は、証明者が二重線で訂正してください。(修正液等による 訂正は、無効です。)
- 保育利用事由証明書等に記載された内容に疑義が生じた場合には、町から証明者に対して、内容確認の連絡を行う場合があります。

◎保育利用調整について

- 保育を必要とする度合い(状況)により、利用の調整を行います。入所の諾否は、申込みの受付順では決定しません。
- 入所できなかった場合は、保育所に欠員等が生じ次第、調整のうえ順次入所を決めます。
- 在園児童で引き続き入所を希望される方についても、保育の必要性を再審査した結果、入所できない場合や転園になる場合があります。
- 虚偽の申込みや早島町以外の市町村窓口において二重に認可保育所の申込みをした場合は、申込や入 所が取り消される場合があります。

- 引き続き入所を希望される方で保育料の滞納があるときは、選考上不利になります。
- 一次募集期間に申し込まれた方には、令和8年2月下旬までに入所の諾否を保護者あてに通知します。入所が決まった後に辞退される場合は、新たな入所児童を決める必要がありますので、速やかに早島町教育委員会こども未来課及び入所決定保育所へ連絡してください。

5 保育施設等の利用者負担額について

保育所の運営に要する費用は、行政による負担(税金)と保護者の皆様の負担(保育料)により運営されています。保育料は、子ども・子育て支援法により保護者等の扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。

3歳児クラスから5歳児クラスまでの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料は無料です。(教育利用の満3歳及び0歳児クラスから2歳児クラスまでの市区町村民税非課税世帯で保育所又は認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する児童を含む。)

ただし、給食費や通園費、延長保育のほか、各園で徴収する実費費用が必要な場合があります。

◎利用者負担額(保育料)の決定

- 保育料表を P15 に掲載しています。今後、変更がある場合は改めてお知らせします。
- 保育料は、保護者の市町村民税所得割額の合計額をもとに決定します。
 - ※扶養義務者が同居しており、生計の主宰者であると考えられる場合は扶養義務者の市町村民税額所 得割額を合算します。
 - ※保育料の認定の基礎となる税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の適用を受ける前の額となります。保育料の算定に必要な課税情報が確認できない場合、課税証明書の提出をお願いすることがあります。(令和7年1月1日又は令和8年1月1日現在早島町民の方は、資料の提出は不要です。)

※収入の申告をしていない方は、申告をしてください。

- 児童の年齢は、令和8年4月1日の満年齢で認定します。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中の保育料は変わりません。
- 令和8年度の保育料は、4月から8月分は令和7年度市町村民税、9月から3月分は令和8年度市町村民税によって決定します。
- 税額が変更になる場合は、必ず早島町教育委員会こども未来課に変更後の税額が記載された課税証明書等を提出してください。
- 保育料の基礎となる税額等は、随時、調査確認しています。その結果、年度途中でも保育料が変更されることがあります。
- 入所後は、保育所退所願を提出しない限り、通所の有無にかかわらず、保育料は全額納付していただきます。入所期間は月単位(1日から月末)となりますので、退所される予定がある場合は早めに保育所退所願をご提出ください。日付をさかのぼっての保育所退所願の受理はできません。
- 超過保育、延長保育を利用される場合は、超過保育料、延長保育料が別途必要です。また、保護者会費等の諸経費が別途必要です。金額等は各保育所にご確認ください。
- 未申告等の理由で保育料の算定に必要な課税情報が確認できない場合は、階層区分の中で最も高い 利用者負担額で仮決定となります。

◎利用者負担額(保育料)の納期限

保育料は、当該月の20日が納期限です。ただし、納期限が土・日曜日・祝日等の場合は、 その翌営業日となります。

- 保育料は、必ず納期限内にお支払いください。
- 保育料の滞納がたび重なると、児童手当からの特別徴収や、地方税の滞納処分の例により、 財産調査及び差押え等を実施し、年度途中でも退所していただく場合があります。 また、次年度の入所選考の際に不利になります。
- 残高不足等により口座からの引き落としができなかった場合は「督促状」を送付しますので、添付された納付書で速やかに納付してください。

◎利用者負担額(保育料)の納付方法

保育料の納付方法は、原則、口座振替としています。口座振替による保育料の納付に支障がある場合のみ、納付書による金融機関等での窓口払いができます。

口座振替について

保育料を下記の金融機関の預金口座から自動的に振り替えて納付する方法です。

● 取扱金融機関

中国銀行 本・支店

晴れの国岡山農業協同組合 本・支店

玉島信用金庫本・支店

トマト銀行本・支店

郵便局(ゆうちょ銀行各店)

● 手続き

口座振替依頼書(入所承諾書送付時に同封予定)に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、<u>振替口座に指定する金融機関で手続きしてください。</u>口座振替依頼書は、町内の各金融機関、早島町教育委員会こども未来課にあります。

金融機関等の窓口払いについて

納付書を下記の取扱機関へ持参して保育料を納付する方法です。

● 取扱機関

早島町 出納室

中国銀行 本・支店

晴れの国岡山農業協同組合 本・支店

玉島信用金庫本・支店

トマト銀行本・支店

郵便局(ゆうちょ銀行各店)

◎利用者負担額(保育料)の減免

保育料の階層区分に応じて、次に該当する世帯は保育料が減免となる場合がありますので、必ず入所申 込書に記載してください。年度途中に該当することになった場合は変更届を提出してください。(日付を さかのぼっての適用はできません。詳細は早島町教育委員会こども未来課へお問い合わせください。) 【世帯の状況による減免】

- ① ひとり親家庭(母子・父子世帯)
- ② 在宅障害児(者)のいる世帯のうち、下記の者を有する世帯
 - ・身体障害者手帳の交付を受けた者・療育手帳の交付を受けた者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害者基礎年金の受給者
- ③ 生計中心者の失業、疾病、世帯のり災、離婚等により収入の著しい減少

【多子世帯による減免】

同一世帯に2人以上の児童がいる場合、保育料が軽減となる場合があります。 同居していなくても、生計を同じくする子がいる場合も必ず申込書に記入してください。

◎給食費(副食費)について

令和7年度は無償化を行っており、同年度では徴収しておりません。

- ※この無償化は早島町独自事業のため、今後内容が変更となる場合があります。
- ※主食費については、各保育所で徴収されます。詳細は各保育所にお尋ねください。

保育料表

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階 層区分			収去込西島の区 へ	利用者負担額(月額)		
暦区分 	定義		保育必要量の区分	3 歳未満児		
四百匹刀	生活保護世帯等	心 我	保育標準時間	0円		
第1階層	工石区设置市守		保育短時間	0円		
	第1階層を除き、	市町村民税非課税	保育標準時間	0円		
第 2 階層	市町村民税所得		保育短時間	0円		
	割非課税世帯		保育標準時間	12,400 円		
第3階層		市町村民税均等割のみ	保育短時間	12,100 円		
			保育標準時間	14,200 円		
第 4 階層		12,000 円未満	保育短時間	13,900 円		
	_	12,000 円以上	保育標準時間	16,600 円		
第 5 階層		48,600 円未満	保育短時間	16,300 円		
	1	48,600 円以上	保育標準時間	21,400 円		
第 6 階層		57,700 円未満	保育短時間	21,000 円		
65 - SU. C	_	57,700 円以上	保育標準時間	21,400 円		
第7階層		61,000 円未満	保育短時間	21,000 円		
# 0 Pk P		61,000 円以上	保育標準時間	23,600 円		
第8階層		73,000 円未満	保育短時間	23,100 円		
等 0		73,000 円以上	保育標準時間	25,600 円		
第 9 階層		77,101 円未満	保育短時間	25,100 円		
第 10 階層		77,101 円以上	保育標準時間	25,600 円		
为 10 陷眉		85,000 円未満	保育短時間	25,100 円		
第 11 階層	第 1~3 階層を除	85,000 円以上	保育標準時間	27,800 円		
先 11 陷眉		97,000 円未満	保育短時間	27,300 円		
第 12 階層	分に該当する世	97,000 円以上	保育標準時間	30,800 円		
# 12 PB/B	带	115,000 円未満	保育短時間	30,200 円		
第 13 階層		115,000 円以上	保育標準時間	34,400 円		
力 13 阳/6		133,000 円未満	保育短時間	33,800 円		
第 14 階層		133,000 円以上	保育標準時間	36,800 円		
∠I 1 ΓΠ/Π		151,000 円未満	保育短時間	36,100 円		
第 15 階層		151,000 円以上	保育標準時間	38,600 円		
/i ±∪ r□/目		169,000 円未満	保育短時間	37,900 円		
第 16 階層		169,000 円以上	保育標準時間	42,400 円		
212 TO FE/H		200,000 円未満	保育短時間	41,600 円		
第 17 階層		200,000 円以上	保育標準時間	46,600 円		
16/8	_	250,000 円未満	保育短時間	45,800 円		
第 18 階層		250,000 円以上	保育標準時間	49,800 円		
Z,- ±0 H/H		301,000 円未満	保育短時間	48,900 円		
第 19 階層		301,000 円以上	保育標準時間	51,200 円		
77 IJ PEI/E	- 32,000 3-2/	保育短時間	50,300 円			

- ※

注)以下の場合は軽減されます。

・黄欄に該当する場合

年齢制限を設けずに子ども全員で数えて、第1子:全額、第2子:半額、第3子以降:無料

・上記以外の場合(第7階層〜第19階層に該当する場合) 小学校就学前の子どもで数えて、第1子:全額、第2子:半額、第3子以降:無料 ただし3歳未満児は、年齢制限を設けずに子ども全員で数えて、第3子以降無料 ・要保護世帯(在宅障害者(児)がいる世帯、母子・父子世帯等)に該当する場合

※赤枠・・・第1子:第2階層に相当する金額(無料)、第2子以降:無料

記入例

早島町子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼施設利用申込書(継続確認書)

提出日を記入して ください

□■ いずれかに図 を してください。 早島町

■新規

修正液・消せるボールペン等の使用は不可。 訂正する場合は二重線を引いてください。

₽和**7** 年 11 月 4。

П 齢を記入

次のとおり、子どもの	のための教育 · 床	月和刊にかかる認定で中	肩(油山)し	a. 9 。 a	にた、 /地設	תנייאכט.	につい	て次の。	とおり	申込み		年4月年齢を
フリガナ	ハヤ	シマ サクラ	性別		生	年 .	月日		年	齢 (R		ださい
入所児童名	早島	さくら	男女	H R	6 年	6	月	1	日	1	炭	
フリガナ	ハヤ	シマ イチロウ			/\1	アシマ	ハナ	2				
保護者氏名	父	皇島 一郎		母	早	島	花子					
保護者現住所	〒701-030	3 早島町前潟36	0 – 1×	(令和	年 月	日早島	町		地に転	:入予定	?)	
認定申請年度又は認定申請	令和	7年1月1日住民登録地	!		4	新8 4	年1月1	日住民	登録地			1
前年度の1月1日の住所地 が現住所と異なる場合に記 入	☑ 父 ☑ 母 岡山	山市北区〇〇										
連絡先	【父携带】09(【母携带】09(111 222	【自宅	086	- 4 :	83	- * *	* * *			
施設等の希望	1号認定	□幼稚園等の利用を希望	する。(預か	り保育	利用も含む	(児=	5 元 太 孝	切けて	.但人!	+ 年 庶	ブレクロ	L
右欄の□のいずれかを チェックしてください。	2・3号認定	□ 保護者の就労等により	保育所等で必	音所等で必要となる保育時間				保育所を希望する場合は年度ごとの 請になりますので、令和 9 年 3 月 31 までとなります。				

①利用希望施設、期間

利用を希	望する期間	令和8 年 4月1 日から	□小学校就学前まで ☑令和 9 年 3 月		7			
		利用を希望する施設等	希 }	望理由	1	1		
	第1希望	○○保育園	現在姉が通っているため					
利用を 希望する	第2希望	□□保育園	自宅に近く送迎)に便利な	ため			
施設	第3希望	△△保育園	母親の勤務先に近いため					
	第4希望	◇◇保育園	父親の勤務先に近いため 短時間保育を希望す					
	3~5歳児	□早島幼稚園を併願する(R2	.4.2~R5.4.1生まれの	児童)		の物質		
利用	希望時間	8 時 00 分から 18	時 00 分まで	短時間保	育のログナリーフ			
利用希望曜日		(月)·(火)·(水)·(木)·(金	· ±	希望	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			
同時に2人以上		同時期に同じ施設の利用が困難な場合につ	ついて	人上申込む	1			
		□同時期に同じ施設の利用を希望(空くま	(LIT 2)	易合はいずれ してください				
申込	む場合	□同時期の利用であれば別々の施設でもよ	٠,٥					
		□1人だけでも施設の利用を希望→その他の子どもは □同じ施設を希望 □別々の施設でもよい						

②祖父母の状況

じ 恒大母の休元									
氏 名 生年月日			年齢		職業等				
	袓	Bè	太郎	35 · 6 · △	65	■同居 □別居	※別居の場合記入してください。	■就労	□無職
父	父	早島	Wah (S	歳	□不存在		□疾病	□他
方	袓	早島	菊子	35 ⋅ 8 ・ △△	45	□ 同居 □ 別居		■就労	□無職
l	母	十五	新工 (歳	□不存在		□疾病	□他
	袓			T		□同居 □別居		□就労	□無職
母	父			s	歳	不存在		□疾病	□他
方	袓	m.i.	1 1.7	T 22 O O	68	□同居 ■別居		□就労	無職
	母	岡山	松子	32 · O · O	歳	□不存在	岡山市北区〇〇-1	□疾病	□他

③世帯の状況

令和8年4月1日時点の年齢

※由味子どもと同民している家族(世帯公離をしている場合も今五世 た記 3 して / ださい

区分	フリ. 氏	ガナ 名	子どもとの続柄	5	上年月	日	年齢 (R 8.4.1時)			務先又は学校名等	
申請	けなって	サクラ	本人	R6	٠ 6	· 1	1	歳	在宅		
に係	がえ	1千口? 一郎	父	Н4	·6	·*	33	7.00	 〇〇株式	会社	
る子	イヤシマ	↑ 花子	-	Н4	٠ 5	• 00	33	歳			
<u>دُ</u> •	<u>キ</u> の ハヤシマ 早島	桃子	姉	R3	• 4	. 0	4	故			
の世	<u>キ</u> 島	タロウ	祖父	S 35	.6	• 🛆	65	故			
帯員	早島	東方 東子	祖母	S 35	.8	. $\nabla \nabla$	65	歲	スー いず	 れかに☑ を付けた方は、それを証	明する
*			該当するもの	がある場合	合√を	付けてくた			書類	を提出してください。 	
□ 生	活保護受給	à		□ ひと	り親家	庭 (母子	・父子世帯	†)	□ 在宅障	害者・在宅障害児	
□ 生	計中心者の	失業・疾病	・り災	□ その	他 ()	□ 児童虐	待・D V	
*		いなくても	生計を一にす	る子どもカ	がいる	場合記入し	てくださ	(1°			
<u>F</u>	壬 名	統柄	生							常に生活費、学資金、療養費の	
			1		金金寺	か行われ	しいる場	台。)	成年者も含みま 	590	
			H·R								
④子	どもの状	犬況								康面や発達面で気になることや知っ	っておい
			事項		容・配	慮を必要の			「の場合記入して	欲しいことをご記入ください。 ──	
Ę	留意事項	(疾)	,	無	夫食σ		の遅れ		の場合記入してくださ	š lva	
		アレ	ルギー		容・症		発疹な			" 明	
⑤保	育を必要	更とする理	<u> </u>	'						アレルギーのある場合はご	₽ X
				等におい	て保育	の利用を希	希望する場	合に記	入してください。		
続柄	25.43	□佐庄 . 陪	がい、 口人端:	± □e	お治口		要とする理		育児休業 口その	This (
			○株式会社		与1友1口					*- ***	
			30~ 18)務日数】		日/週		
	【育休復	[帰予定日] 。	令和 年	月		日					
	※育児休	業復帰予定	で利用申込す	る場合、記	亥当す	る□のいす	「れかに✓	してく	ださい。		
父			なかった場合								
			翌月中に職場?							()	
	③□申込	他の頂り元 Aは取り下	C1分成 (戦場) げる。	ומשעשהעט	BIG HJ				ご記入くださ っまでには必ず		
	1		。 る時には改め [。]	て申込みが	が必要				6 (1-182)	1870	
				Det 12	- A ##	*** = ***	' 	D. HAD. See	#I	÷10/1 #4 = -7 = 61 /	
	1	□妊娠・出 名】 <u>△</u> △	産 □疾病・ 産 を	草かい [□介護	等口災				育児休業 □その他() *- ○○**	
				: 30		(E)	かんモロ か務日数】		日/週	* 00**	
	【育休	(産休) 復帰	30~ 17 予定日】令和	8年	5	月 7 日					
	W	W (1-17-7-1-	~!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	- 10 4							
B			で利用申込す		亥当す	る□のいす	「れかに✓	してく	ださい。		
			なかった場合 翌月中に職場		カで年	月の入所領	割敷を差切	する			
			で待機(職場)						他 ())	
	-	込みは取り下							`		
	※再度入	、所を希望す	る時には改め	て申込みが	が必要	です。					
4	1										

⑥税情報等の提供についての同意

早島町が子どものための教育・保育給付の認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、

また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設の設置者に対して掲示することに同自書で記名してください。 なお、他市区町村からの照会・調査等に応じ、資料を提供すること、並びに利用調整及び入所決定時に特定教育・

資料を提供することについて同意します。申請書、添付書類の内容に虚偽や重大な誤りがあった場合や、指定された期

必要書類を提出しなかった場合は、入所決定を取り消されても異議を申し立てません。 早島 一郎

花子

早島